

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案要綱

第一 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）を廃止するものとする。

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するものとする。

二 独立行政法人平和祈念事業特別基金の解散等

独立行政法人平和祈念事業特別基金は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、その資産及び債務は、その時に於いて国が承継し、一般会計に帰属するものとする。

三 その他所要の規定を整備するものとする。